

神戸家庭裁判所委員会 (H16.7.5 開催) 議事概要

1 日時

平成16年7月5日(月)午後1時30分から午後4時まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 秋山秀樹, 北野聖造, 木村治子, 楠 武人, 笹村政子,
辻 寛, 西村恵三子, 橋本千穂, 播磨俊子, 前野育三,
將積良子(委員長), 横山修二, 渡邊安一(敬称略)
(説明者) 水口富美永, 和田 勉, 南 民和
(庶務) 田中敏治, 杉原哲治, 三好敏夫, 深 計之

4 議事(:委員長, :委員, :説明者, :庶務)

議事進行の前に, 少年審判についてのビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」を上映した。

(1) 開会のことば(総務課長)

(2) 所長あいさつ

本日はお忙しい中, 神戸家庭裁判所委員会に御出席いただき, ありがとうございます。

委員会の開催に当たりまして, 委員長として一言ごあいさつを申し上げます。本日の委員会は, 昨年8月1日改正後の新しい家庭裁判所委員会が発足してから3回目となりますが, 平成16年度で言いますと第1回目ということで, 後で御紹介させていただきますが, 4人の委員が替わられました。

さて, 本年4月から人事訴訟が家庭裁判所に移管され, 現在, その審理が進んでおります。7月28日(水)には, 当庁でも, 実際に参与員の方に審理に立ち会っていただき, その御意見を伺う予定になっております。

また, 平成16年5月21日, 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」, いわゆる「裁判員法」が成立し, 地方裁判所の刑事事件について, 一般市民の方が参加することになりました。このように, 平成11年7月に司法制度改革審議会が内閣下に設置されてから5年をかけて進められてきた司法制度改革も, おおむね今年で立法作業を終えて, 総仕上げの段階を迎えています。

このような時期にあたりまして, 裁判所としても, 分かりやすく迅速な裁判を実現する仕組みを作るなど, 国民が参加しやすい環境を整えることが何よりも重要となっています。

本日のテーマは, まさに, この点についての意見交換をお願いする機会となっております。皆様からの忌憚のない御意見を拝聴し, 当庁の今後の運営に役立てて参りたい

いと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

(3) 新しい委員の紹介

平成16年6月1日付けで新たに神戸家庭裁判所委員に任命された4人の委員のうち、北野聖造委員、西村恵三子委員及び渡邊安一委員の紹介があった。(江見康行委員は欠席につき、次回委員会で紹介)

(4) 委員長代理の指名

委員長代理には、渡邊委員が指名された。

指名に至る概要は次のとおり

委員長代理に指名されていましたが山崎前委員が解任となりましたので家庭裁判所委員会規則第6条第3項に基づきまして、委員長代理を指名させていただきます。従前、委員長不在時のスムーズな委員会運営という点から、代理は裁判官委員を指名しておりました。今回も、その趣旨に変わりはありませんので、委員長代理は、裁判官委員の渡邊委員でよろしいですか。

特に異論は出なかった。

それでは、委員長代理として渡邊委員を指名します。

(5) 委員会の運用に関し必要な事項の決定

神戸家庭裁判所委員会会則について

次のとおり神戸家庭裁判所委員会会則を決定

第1条 神戸家庭裁判所委員会(以下「委員会」という。)の運営については、家庭裁判所委員会規則(平成15年最高裁判所規則第10号)に定めるほか、この会則の定めるところによる。

第2条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員は、委員長に対し、委員会の招集を求めることができる。

第3条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議決することができない。

第4条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第5条 委員は、委員長に対し、書面により議題を提出することができる。

2 委員会の議題は、あらかじめ委員に通知する。

第6条 委員会は、委員会の議事を報道機関に公開する。ただし、テレビカメラ等の撮影は、委員会の冒頭部分に限る。

2 委員会は、議事概要を、神戸家庭裁判所のホームページを利用して、速やかに公開する。

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

決定に至る議論の概要は次のとおり

家庭裁判所委員会会則の制定について、前回の委員会で、委員から「神戸家庭裁判所家庭裁判所委員会会則(案)」(以下「会則案」という。)が提出されてい

ます。家庭裁判所委員会規則第9条によると「この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。」とありますが、神戸家庭裁判所委員会で、同規則の他に、会則を定める必要があるかどうかの点については、御意見はいかがでしょうか。

前回の委員会で、会則案の趣旨を説明させていただきました。私は、会則は定められた方が良いと思っています。また、会則の制定については、先日の大阪地方裁判所委員会によると、全国の地家裁委員会のうち12の委員会で定められているということですから、大半の裁判所委員会では会則は定められていないようです。ですが、この委員会で、何か議決をしなければならないこともいろいろと出てくるでしょうし、また、この委員会では、意見交換だけでなく、部外者から意見を聴くことができる旨提案していますので、皆様の賛成があれば、部外者から意見を聴くような企画も持ちたいと思っていますから、その時のためにも、ぜひ会則を決めて欲しいと思います。

それでは、会則があった方が良いと思いますか、なくても良いと思いますか。

私は、会則があった方が良いと思います。

会則が無くても良いという方は、いらっしゃいますか。

会則が無くても良いとの意見はなかった。

それでは、会則があった方が良いと思う方が多数のようですので、会則を定めることとします。会則を定めるについては、前回委員会で、委員から提出されています会則案をたたき台とします。

それでは、第1条（「神戸家庭裁判所家庭裁判所委員会の運営については、家庭裁判所委員会規則（最高裁判所平成15年第9条）に定めるほか、この会則に定めるところによる。」）についてですが、まず、「最高裁判所平成15年第9条」とあるのは「平成15年最高裁判所規則第10号」の間違いですので、この部分は訂正します。それを除いた部分について、御意見はいかがですか。

特に意見及び異議はなかった。

それでは第1条については、「神戸家庭裁判所委員会（以下「委員会」という。）の運営については、家庭裁判所委員会規則（平成15年最高裁判所規則第10号）に定めるほか、この会則の定めるところによる。」とします。

第2条（「委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。2 委員は、委員長に対し、委員会の招集を求めることができる。」）について、御意見はいかがでしょうか。

第2項について、「委員は、委員長に対し、委員会の招集を求めることができる。」とあります。私は、この条項は、重要なことが出てきたときに相談するためのものだと思っていますが、具体的にどのようなときに招集を求めるのかが思い浮かびません。また、条項上、何でも招集できることにしてしまうのはどうかと思いますし、余り些細なことで集まっても仕方がないので、招集の条件を決める必要はありませんか。

この条項について想定していることは、委員会としては定期的開催していますが、その他に、家庭裁判所委員会の運営について、緊急の事態が発生した時に委員

会を招集するためということですが、ただ、具体的な事例と言ってもすぐには思い浮かびませんが、そういうことでよろしいんですね。

そうだと思います。招集のために必要な委員の人数が決まっているわけでもなく、緊急のときに、委員から委員長に招集を促す条項だと考えています。

緊急の事態だと委員長が認めたときに招集するということですか。そうですね。

そうです。

要するに、招集については、委員長に一任しているということですね。すると、招集の要件を厳しくして、2人以上の委員が必要とするということも考えられますが、余り非常識な招集もないでしょうから、そこまでしなくてもよいでしょうね。

解釈としては、少数株主の招集請求権のようなものでなく、招集の要否の判断は委員長権限として委任され、臨時委員会の招集に対しては、委員長限りで却下することも可能だと理解しています。

そのような解釈でよろしいでしょうか。

分かりました、結構です。

それでは、第2条第1項については、「委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。」とし、同第2項については、「委員は、委員長に対し、委員会の招集を求めることができる。」とします。

第3条（「委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。」）についてですが、「これを開くことができない。」とは、意見交換もできないとの趣旨ですか。

委員会を開くための定足数を定め、委員会としては定足数がないと開けないとの趣旨です。また、そのときは意見交換をすることになると思います。

それでは、「委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議決することができない。」ではいかがでしょうか。その趣旨としては、委員会の開催については、全員が出席できるように日程調整をして、過半数の出席を確認して開催しますが、委員会当日になって出席委員が過半数を割ってしまうことも考えられます。その時に、意見交換もできないのでは問題があるのではないかと思いますので、「議決することができない。」としたいのですが、いかがでしょうか。

結構です。

その他、特に、意見及び異議はなかった。

それでは、第3条は「委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議決することができない。」とさせていただきます。

第4条（「委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」）については、いかがでしょうか。

議事は過半数でこれを決しとありますが、すべての議事について、手を挙げるなどして、決をとるのですか。例えば、先程の委員長代理の件などですが。

議決を要する議事ということですか。

委員会は、意見交換を前提としていますが、たまには議決を要する議事があるかもしれないので、その時のことを想定しています。

前の委員会で決まった、一般市民等の傍聴を認めるか否かについても、私は、本

当は議決を求めるべきだと思いましたが、その時はまだ会則がありませんでした。それはともかく、第4条は、このように相対立する意見があつて議決しなければならないときのための条項です。

議決に関して、この委員会には、委任状という仕組みはありますか。

委任状で委任するという仕組みは考えていません。当委員会は代理には親しまないと考えています。

それでは、第4条は、会則案のままでよろしいでしょうか。

特に、意見及び異論はなかった。

それでは、第4条は「委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」とさせていただきます。

第5条（「委員は、委員長に対し、議題を提出することができる。 2 委員会の議題は、あらかじめ委員に通知する。」）については、いかがでしょうか。

議題の提出方法についてですが、書面によって提出するのか、それとも口頭で提出するのか、決めておかなくて良いのですか。

どのようにしましょうか。

やはり、常識的には書面でしょうか。

それでは、「書面による」といたしましょうか。

その方向で良いと思います。

それでは、第5条第1項は、「委員は、委員長に対し、書面により議題を提出することができる。」としますが、いかがですか。

特に、意見及び異議はなかった。

それでは、第5条第1項は「委員は、委員長に対し、書面により議題を提出することができる。」とし、同第2項は「委員会の議題は、あらかじめ委員に通知する。」とさせていただきます。

第6条（「委員会は、委員会の議事を報道機関に公開する。ただし、個別の議事について、非公開とすることができる。 2 委員会は、議事結果を、神戸家庭裁判所のホームページを利用して、速やかに公開する。」）については、いかがですか。

会則案についてですが、第6条第1項については「委員会は、委員会の議事を報道機関に公開する。」とします。これは、前回の委員会で既に決まったことです。また、同条第2項は会則案のとおりとします。それで良いと考えます。

つまり、会則案の第6条第1項ただし書きはなくても良いということですね。

はい。

それと、会則案第6条第2項の「議事結果」とあるのは、「議事概要」として良いですね。

それで結構です。

その他に、第6条についての御意見はいかがですか。

新しく委員になられた方の意見は、どうでしょうか。これまでの委員会の議論としては、議事の公開については、全面的に一般市民に公開するとの意見と、心理的圧迫を受ける等の理由で当面は報道機関に公開し、公開等がなじんで来たら、将来

は、一般市民へ公開するとの意見があって、結果として、会則案のように決まったと理解しているのですが。

第1回委員会で、議事を報道機関に公開し、議事概要をホームページで公開することが、第2回委員会で、議事を一般市民には公開しないことがそれぞれ決まりました。新しく委員になられた方に、何か反対意見などありますか、いかがですか。

反対というわけではありませんが、第6条は公開に関する規定で、第1項は議事を報道機関へ公開し、第2項は議事概要をホームページを通して一般に公開するとの規定です。規定の順序として、報道機関への公開の規定が先にきて、一般への公開の規定が後になっているよりは、一般への公開である議事概要の公開が先にきて、報道機関への公開が後になる方が、順序としては自然な気がします。また、委員が資料として提出された、大阪地方裁判所の委員会会則（試案）の第6条本文は「委員会は、委員会の議事録を公開するとともに、委員会の議事を報道機関に公開する。」となっています。

時間的なことを念頭におけば会則案のとおりですが、理念的には委員の御発言のとおりですね。

議事の公開は、議事そのものを公開するのですから先にきて、その後、概要を一般に公開するということから、このままで良いのではありませんか。いろいろと議論の結果、議事については、無差別に公開するのか、報道機関に公開するから一般市民に公開しなくて良いのではないかなどと議論して、その後、議事概要を公開するとの議論になったのですから。

報道機関の客観的な役割には、国民との間をつなぐというものもありますし、また、報道機関にリアルタイムで議事を公開して、一般市民への議事概要の公開はその後になるので、時間的順序からすれば、会則案のとおり報道機関が先だという気がします。

結論に至るにはいろいろと経緯があって、そのような結論になったとのことですが、そんなにすぐに公開する必要があることは余りないと思いますので、議事概要を一般市民へ公開するということが先に来た方が良いと思います。

理屈の問題であるような、そうでないような問題ですが、順序としては、国民に対する規定が先で、その後、報道機関への規定となるのでしょうか。

普通は、よほど議決を要するような特別なことがないと、報道機関もいつも取材に来ることもないでしょう。報道機関を特別扱いしていただかなくて結構ですし、委員のおっしゃった変更案に賛成します。

議事の公開は完全公開ですが、議事概要のホームページへの掲載は、概要の公開なので、両者は異なる気はしますが、私も特に、どちらが前後かについて、こだわりはありません。

私は、第6条の順序については、どちらでも良いと思いますが。前回の委員会は、きちんと翌日に新聞報道されていましたし、その意味で、私は報道機関への議事の公開は一般市民への公開と同様だと思って、その意味で直接的だと思って第1項に記載したのですが、特にこだわるつもりはありません。

私もこだわりはありません。議事の公開については大議論があって、無差別公開

はしないとの結論になりました。ですが、公開そのものは大原則として、報道機関への公開は、報道機関を通して一般市民へも全面公開されているとの意味が前提になっています。そうすると、両者は同じ意味を持っていますから、私は、会則案のとおりが良いと思いますが、変更することには異議はありません。

時間的経過では会則案のとおりだと思いますが、神戸家庭裁判所委員会として考えると、感覚的には、第6条第2項の方が先のほうが良いような気がします。

第1回委員会の議事概要を見ますと、「カメラ取材については、委員会の冒頭のみ許可する。」とありますが、第6条第1項に「ただし、テレビカメラ等の撮影は、委員会の冒頭部分に限る。」との文言を入れる必要はありませんか。報道機関との関係は、きちんと決めておかなければならないのではありませんか。

カメラ取材については、委員会の冒頭のみ許可すると、第1回の委員会で決まりましたが、会則に入れることについてはよろしいですか。

異議はなかった。

それでは、第1項と第2項の順序はどうしますか。

この委員会の性格付けの基本的問題として、議事を公開するのかもしれないのかとの問題があって、そして、一般へ公開するのはどうかとの議論があって、そこに専門機関である報道機関を入れるとの議論であったと記憶しています。その意味で、報道機関を特別扱いするとかの議論ではなかったと思いますし、委員会としては、議事を公開するかどうかということの方が重いと思いますが、私個人としては、こだわりがあるわけではありません。

それでは議決を取ります。議事概要の公開を第1項に規定し、報道機関への公開を第2項に規定することに賛成の方は、挙手してください。

5人の委員が挙手した。

報道機関への公開を第1項に規定し、議事概要の公開を第2項に規定することに賛成の方は、挙手してください。

6人の委員が挙手した。

それでは、第6条第1項は、「委員会は、委員会の議事を報道機関に公開する。ただし、テレビカメラ等の撮影は、委員会の冒頭部分に限る。」とし、第2項は「委員会は、議事概要を、神戸家庭裁判所のホームページを利用して速やかに公開する。」とします。

第7条（「委員会は、必要と認めるときは、委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。」）については、いかがですか。

特に意見及び異議はなかった。

それでは、会則案のとおりとさせていただきます。

第2回委員会の議事概要を既に送付させていただいていますが、議事概要としてはこの程度のものによろしいですか。

特に意見及び異議はなかった。

それでは、第2回委員会の議事概要については了解していただいたということで、進めます。

第8条（「委員会の議事について、議事録を作成する。2 議事録は、神戸家庭

裁判所事務局総務課職員が作成する。）」についてですが、この趣旨は、第2回委員会のような詳しい議事概要のほかに、議事録を作成するとの意味ですか。

議事概要と議事録の概念が不明確でしたが、今後も第2回委員会の議事概要のような詳しい議事概要を作成していただけるのなら、それとは別に、あえて議事録を作成する必要はないと思います。

詳しい議事概要を今後も作成するという事で、よろしいですか。

はい。

詳しい議事概要は今後も作成することとして、また、議事概要を総務課職員が作成するのは当然のことですから、第8条については、削除とすることによろしいですか。

特に異論及び意見はなかった。

それでは、第8条は削除させていただきます。

それでは、本日決まりました神戸家庭裁判所委員会会則は、庶務の方で、まとめまして、次回委員会までに各委員の方に配布します。

(6) 意見交換等

運営等に関する事項については、この程度として、これから意見交換に入りたいと思います。それに先立ちまして、皆様に神戸家庭裁判所の広報活動の状況について知っていただくということで、5月に行われました憲法週間行事について庶務担当者から報告してもらうことにします。

なお、憲法週間行事の広報に関しまして、NHK放送局には番組で放送していただき、神戸新聞社には新聞へ掲載していただく形で御協力いただきました。また、

委員には、多数の学生をお連れいただきまして、この行事に御参加いただきました。この場を借りて、お礼申し上げます。

神戸家庭裁判所の広報活動の補足説明として、本年5月に行われた憲法週間行事「家庭裁判所ってどんなところ？」についての説明が行われた。

説明の概要は次のとおり

神戸家庭裁判所では、今年の憲法週間の広報行事といたしまして、5月24日月曜日に一般市民を対象とした催しを行いました。テーマは4月から家裁に移管されました人事訴訟をテーマに企画いたしました。

より多くの市民の参加を募るために次のような広報を企画しました。まずは、ポスター及びチラシの配布と掲示依頼をしました。次に、新聞社及びテレビ局に取り上げていただくように依頼し、家庭裁判所委員の皆様にも案内状を送付し、裁判所のホームページへ掲載させていただきました。ポスター及びチラシの配布については次のようなところに依頼させていただきました。近隣自治体、大学、地方自治体、郵便局、地方裁判所、警察庁、法務局、兵庫県弁護士会、神戸司法書士会です。新聞社、テレビ局には、5月7日金曜日に、神戸地方裁判所内にある司法記者クラブへ行って、広報行事の趣旨等を説明した上で取り上げていただくようお願いしま

した。その結果，先ほど委員長からありましたとおり，神戸新聞とNHKに取り上げていただくことができました。どうもありがとうございます。

募集期間については，5月10日から20日までとしまして，最初の1週間くらいは，応募がなかなか無かったのですが，新聞，テレビに取り上げていただいた後は応募が多くなりまして，最終的には予定していました募集人員を超えての応募を得ることができました。先生には学生を多数お連れいただきましてありがとうございました。

行事としましては，まず，所長のあいさつから始まりまして。次に，家事部の正木部総括裁判官から，市民に分かりやすくかみ砕いた言葉で，参加者との質疑応答も含めながら，人事訴訟についての話をさせていただきました。その後，庁舎見学をいたしました。まず，法廷では，希望される方に法服を用意して実際に着ていただきました。また，書記官から，この席には誰が座るなどの説明をしました。その後，家庭裁判所特有の科学調査室，家事調停室，交通審判廷，交通講習室などを見学させていただきました。最後に，今後の広報行事の参考とさせていただくために参加された皆様にアンケートに協力いただきました。参加された方の年齢構成，性別などは表のとおりです。今回の広報行事に参加されました理由をお尋ねしたところ，最も多かったのが「家庭裁判所をもっと知りたかったから。」でした。家庭裁判所をもっと知っていただくための広報活動の重要性を改めて認識した次第です。また，今回の神戸家裁の企画が，少しでも市民の皆様のお役に立てたかとの意味で質問したのですが，「大変参考になった。」「参考になった。」がほとんどでした。「参考にならなかった。」と回答された方が一人いらっしゃったのですが「広報行事に参加して身近なものとしてとらえられなかった。」旨回答されています。

今後，この秋に予定しております「法の日」週間の広報行事として，参加者の要望，希望等をお伺いしたところですので，参考にさせていただきながら企画をしようと考えています。委員の皆様にも，今後とも，広報行事へ御理解，御協力をお願いします。

それでは，意見交換に入りたいと思います。今回の意見交換のテーマは，皆様にあらかじめお送りしておりますとおり，「市民が利用しやすい，地域に根ざした神戸家庭裁判所にするためにはどうしたらよいか（広報活動の検討等を含む。）」です。広報活動につきましては，先ほどの説明のほかに，前回と今回の委員会で「神戸家庭裁判所広報行事」と題した一覧表をお配りしています。以上を参考に，自由に御発言いただきたいと思います。

以前に，家裁からパンフレットをたくさん送っていただきましたが，このようなパンフレットは，家裁庁舎のどこに置いているのですか。

2階正面玄関のモニター横のスタンドと，家事事件受付のカウンターに備え置いています。

行政機関の窓口や弁護士会などにも置いているのですか。

多数の在庫部数があるものについては，神戸家庭裁判所の支部，地方裁判所，市役所などの自治体，弁護士会などに送付して備え付けを依頼しているものもありま

す。

送っていただいたパンフレットは、カラフルで、紙質も良く、良い物だと思ったのですが、私は、余り見かけたことがないので。

最近では、成年後見制度などについてのパンフレットも関係機関に送付しています。

ところで、以前に庁舎見学をしていただきました。家裁は、公開していない手続がほとんどなので、限界もありますが、それについて、このようにした方がよいとの意見や感想はいかがですか。

前回の委員会で見たビデオ、また先ほど上映してもらったビデオは分かりやすかったのですが、このような委員会の場で上映するほかに、裁判所の中にビデオを見ることができるコーナーを作ることはいかないのですか。

前回の委員会で上映したビデオは、2階正面玄関のモニターで流しています。少年事件についてはどうですか。

先ほど上映した少年事件のビデオについては、庁舎見学の際などの広報活動として上映することはありますが、一般来庁者を対象としては上映していません。

少年事件はだれでもが利用できる手続ではありませんので、そのあたりに難しさがあります。

先ほどの少年事件のビデオは非常に参考になったものですから、もっとたくさんの方が見られたら良いと思ったものですから。ただ、維持管理の問題もありますし、先ほどのビデオは30分程度あったので、来庁者が見るには時間的に長いという気もします。時間的には10分から15分くらいがちょうど良いのでしょうか。

広報行事一覧表に、大学生を対象とした就職に関する説明会とありますが、大学生が裁判所へ就職しようと考えたときに参考になるようなものですか。

地裁及び家裁が合同で開催している行事で、試験の内容を説明し、その他、裁判所事務官、書記官及び家裁調査官が、大学に赴いて、各自の体験談等を説明しています。

広報行事一覧表を見ますと、大学生対象の行事がほとんどのようです。また、憲法週間行事は一般市民が対象ですが、先ほどの説明によれば、憲法週間行事への参加者は60歳以上の方が多く、かなり年齢層の高い方も家裁に関心を持っているように感じました。その意味で、大学生を対象とした行事も良いのですが、熟年離婚も多い昨今の傾向から、高齢者が学んでいるシルバーカレッジ等への広報活動があってもよいのではありませんか。

それについては、家裁調査官が、いろいろな所へ講師として派遣されることが多いようです。

首席調査官です。先ほどの質問に関してですが、家裁調査官もそのようなことに関心をもっておりますので、いろいろな場所へ出かけて行って、家裁の実務を通じて我々が見聞していることを一般市民に役に立つ形で話をさせていただく機会は結構あります。ただ、先ほどのような社会人大学等はありませんが、学校で生徒指導を担当している先生方や、警察、保護司など一般社会で少年補導に携わっている方たちが集まっている場へは度々出かけて行って、結構話はさせていただいています。

それも、家庭裁判所についての広報活動ということですか。

そのような位置付けもあろうかと思いますが、関係職種の方たちへ、家庭裁判所を理解していただくということです。そのほかに、広報の意味も含んでいます。

広報行事一覧表については、家庭裁判所として一般に広報行事をしたものです。

この一覧表は、裁判所が主催した行事だけを記載しています。その他に、先ほど説明があったように、いろいろな所に派遣されて出かけていくこともあります。

裁判官や家裁調査官が、裁判所の外へ行って講義するのですか。

裁判所が主催した行事でなく、どこか他の機関が主催した行事に、派遣されて行くということですか。

そのようなことは、結構回数は多いのですか。

家裁調査官に来て欲しいとの依頼が結構たくさんありまして、忙しい中、行かせていただいておりますが、近年は数が多くなっています。

地裁委員会などを見ていると、裁判官が出前講義をしているようですが、家裁でも、裁判官が講義に行くことはあるのですか。

家裁の裁判官は人数が非常に少ないので、土日にどうしてもということではあるかもしれませんが、裁判所の開庁日に、裁判所を出て出前で講義に行くことは、事件処理及び時間の関係から無理な状態です。

時間の関係とかいろいろあるとは思いますが、裁判官等がいろいろな所へ行ってビデオなどを活用して話をして、裁判所を理解してもらおうと効果があるのではないですか。また、中学、高校や福祉施設関係の各種団体などへ積極的に行ってはどうか。そのような所へ出前講義などで行くと、家裁へ来なくても、手続の利用方法又は手続を利用しなくてもすむ方法も含めて学ぶことができ効果があると思えます。

神戸家裁のホームページについてですが、開くと、いきなり統計数字が出てきたりして、一般の方には、内容が親しみにくく、読みとりにくいものに感じます。それを、親しみやすいものに変えていく、例えば、家庭裁判所のホームページなので、離婚を迫られたとか、少年非行があったなどの場合に開いて見てみる人が多いと思うので、Q&Aを置いたり、ケース・スタディを載せたりして、親しみやすく利用しやすいような内容にする必要があるのではないのでしょうか。

広報行事一覧表を見ると、参加人数1人という記載がありますが、極端に効果がないように思うのですが、この原因は分析されたのでしょうか。

このケースにつきましては、法学部の学生の1人から手紙がきまして、家庭裁判所の庁舎見学と業務についての説明を希望していましたので、その希望に対応する形で、庁舎見学と業務説明をセットしました。このように1人からの要望であっても業務に支障が出ない範囲で、随時、対応しています。

中身に立ち入ることはできませんが、手続的な説明に関して、家事相談を実施しています。また、手続説明は電話でも対応していますが、電話についてはどのようなになっていましたか。

家事首席書記官です。来庁者に対する家事相談のほか、家事事件手続について電話で手続等の案内をしたり、書式をファクシミリで取り出せるテレホンサービスが

あります。

家事相談から家事調停や人事訴訟への利用と進まれる方は、どれくらいいるのですか。

統計では、調停事件の約50%は、家事相談を経ての申立てになっています。人事訴訟はまだ始まったばかりですので分かりません。

ホームページの作成は大切だと思います。家庭裁判所も、利用経験者の意見を出してもらえるようなコーナーを作ってはどうか。いろいろな意見が出ると思いますが。

例えばどのような。

意見欄を設けて、「家庭裁判所を利用したがこれが良かった。」「これを直して欲しい。」などの意見を集約してはどうか。

利用者の意見を把握する方法ですが、ホームページを使用しない人も多くいます。手っ取り早い方法としては、家裁のどこかに利用した人がその感想を入れることができるようなアンケート箱を設けて、利用した感想を書いてもらってはどうか。細かなことではなく大まかなことで良いのです。かなりいろいろな反応が出ると思うのですが。

裁判所利用者については、事件の結果が自らの思うとおりいかないと、感想も良くないなど、その意見にバイアスがかかっていることも考えられます。

それは、アンケートを見る方が個人的な主張はカットして、例えば、手続について、これがよく分からなかったなどの場合に参考にしてはどうか。日弁連でも、ジェンダーバイアスの有無などについて、家庭裁判所でどのような問題があるかを調査したことがあるのですが、調停委員のアドバイスに対してかなりいろいろな意見が出ていましたので、実際に利用者した方の意見を取り出すことは重要だと思います。

また、例えば鳥取の裁判所では、アンケート用紙を作成して、アンケートを実施していますが、このような方法だと手っ取り早くて面倒なく取り組めると思っています。

最近、大学や病院などに関して、それらを評価する仕組みが作られています。家庭裁判所の場合は、実務上の経験でも、例えば、当初、調停委員や家裁調査官に比べてかかっていた人が、結局、自分の望む結論が出ると、文句を言わなくなったりします。その意味で、客観的なアンケート結果が得られるかは難しいと思います。ですが、このような家庭裁判所の特殊性を考えても、市民の意向を汲み取る何か良い方法を探る意義はあると思います。

裁判等で負けた人はいろいろなことを言いますから、バイアスのない意見を集めることについては、難しい面があります。

鳥取の裁判所の事例では、例えば、職員の対応がどうでしたか、良かったか悪かったかなど、事件の結論ではなく、手続や裁判所のシステムに関する質問などの客観的な事柄を聴いています。ですから、アンケートも設問を選べば客観的的回答を得ることができると思います。

事件の当事者と最前線で向き合っていると、当事者の方は、調停等が自分の意図する方向へ進めば良い印象を、その逆なら悪い印象を持たれてしまうことが多いよ

うです。

それとは別に、この委員会が始まる前に行われた委員に対するアンケートの「日ごろ疑問に思っている点」についての回答として、私は、「家裁の調停制度や調停委員に対する市民の要望、苦情に対して、家裁がどのように対処しているのですか。」と書いたことがあります。そのような苦情等の中に、個々人への非難は別として、家裁に対する市民の何か一つの本音が出ているのではないかと思います。ですが、ホームページに自由に書き込みを入れることは家裁の性格上いろいろと難しい問題があるように思います。

調停委員がどのような対応をするかについては、家裁の利用者にとって大きな問題だと思います。先ほど、勝ったらどうで負けたらどうだとの話もありましたが、私の相談室に来られる方も、離婚問題を抱えている人がいますが、家裁で、話をきちんとして聞いてもらえなかったと思っている人が、裁判等で負けるとその心の傷は大きなものになります。逆に、話をきちんとして聞いてもらったと思っている人は、裁判等で負けても、心のどこかでおさまりがつかず。離婚問題等を抱えている人は、人生の選択をかけて家裁へ来ているのです。家裁は、一番適切な方法をとって対処していて、そのようなスタンスの違いはあるとは思いますが、どのように対処するかで違うのです。

その意味では、調停委員の対応でもひどいことを言う人がいると思います。たぶん、調停委員同士の間でも、同僚同士で、あの人の言動はちょっとと言われている人がいるのではありませんか。そのようなとき、アンケートを取って、直接その人の問題として言うのではなくて、「アンケートでこのようなことを言われているから、気をつけよう。」と言いやすいのではないですか。このような問題もあるので、勝ったから負けたからどうだというよりは、どうしたら良いかを考えていくのも大切ではないかと思います。

また、離婚は全体としては増えていく傾向にあると思います。以前は、崩壊家庭から必然的に離婚へと発展していくことが多かったのですが、現在は、人生の選択としてとらえている離婚があります。その意味で、調停委員の対応も求められているものがあると思います。真剣に話を聞いてもらって、人生の選択としてこのような結果になったのなら、おさまると思うのです。勝った負けただけですべてをとらえて欲しくはありません。

調停委員に対する苦情等は、総務課が取りまとめて、調停委員に対する研修等で言ったりしています。しかし、当事者もいろいろな方がいて、多くの言い分を聞いても、なかなか満足されない方もいます。最終的には、自分の思ったとおりにならなかったからだと思うこともよくあります。その点は、調停委員も非常に難しいと思います。

本当に難しい問題だと思います。最後は、調停委員自身の人間性、裸になった自分が問われているように思います。調停委員と当事者とは、ささいなことから信頼関係が生まれたり、また、ささいなことで信頼関係が壊れたりします。その意味では本当に怖いと思います。

調停委員は、たいていは、二人でペアを組んで調停をしますが、調停が始まる前

と終わった後に、いろいろと、当事者についての反省も込めて話をしています。どのような結論になっても双方に不満が残ることはありますが、私としては、ベストでなくてもその方法しかなかったというベターな解決も一つの結論であろうと思います。当事者の方にもそう思っただくよう努力しています。ですが、なかなか難しい問題です。また、調停委員に当たりはずれがあるなどとの話を聞くと、大いに反省してしまいます。

調停委員の人柄や技能については、当たりはずれがあるとは思いますが、当事者と調停委員の相性の善し悪しもあると思います。相性の良い者同士はうまくいきますし、悪い者同士の組み合わせの時は、余り頑張りすぎずに、相性の良い人によってもらうなどのシステムが大切だと思えます。そのようなシステムはどの程度できているのですか。

個人的な経験ですが、以前は、調停事件を一度取り下げて、再度申立てても同じ調停委員が担当していたように思うのですが、最近はそうではないようです。それはそれで、前と違う視点で調停できるメリットがあると思うのですが、半面、当事者から、事情を分かっていないとも言われてしまいます。

再度調停を申し立てた際に、前回の調停委員にしないで欲しいとか、前回の調停委員にしてほしいとの要望があれば、そのようにしていると思えますが、どうですか。

そのような要望があれば、裁判官と相談して決めています。一般的には、取り下げて再度事件を申し立てた場合でも、前回誰が担当したということにはこだわらずに、白紙の状態、調停委員を指定しています。

調停委員についての話になってしまいましたが、他に、何か意見はございませんか。

神戸家裁のホームページへのアクセス数はどれくらいあるのですか。つまり、ホームページを見ても、この委員会の議事概要を含めて字ばかりが続いて最後まで読みづらいのですが、一体、どれくらいの人が見ているかということです。また、ホームページとしては、最高裁のホームページの中に神戸家裁のものがある形になっているようですが、神戸家裁独自のホームページはないのです。また、「神戸家裁」で検索してもホームページへは入れないのです。

神戸地裁と神戸家裁で一つのホームページになっています。どちらかにアクセスすれば件数としてカウントされるようになってはいますが、地裁を見たのか家裁を見たのかまでは分かりません。また、検索については、いきなり神戸家裁で検索しても神戸家裁のホームページへ入れるようになりました。その意味で、徐々に使いやすいものに改良はしています。ただ、ホームページについては、神戸家裁限りではいじれないようになっています。また、カウント数では、地家裁一体としてのものですが、昨日の段階で約570程度ありました。ですが、カウンターを付けたのは最近の話です。大阪地裁では1500程ですから約3分の1ほどです。

アンケートについては、いかがですか。

アンケートの内容については、難しい問題だと思います。テーマに「親しみやすい裁判所」とありましたので、アンケートについて、利用者に対して、家庭裁判所

の制度をどこで知りましたか、制度を利用するに当たってどのような障害がありましたか、といったような項目で実施してはどうでしょうか。また、事件の中身に当たらない、事件の入口時期でアンケートを取ってみて、その内容を整理してホームページで公開するなどしてはどうでしょうか。ただし、ホームページに、いきなり書き込みを許すといろいろな問題が出てくると思います。

家裁は、市民にとって関係が多い所だと思いますが、家裁を上手く使えるかどうか、市民としては問題だと思います。このような点から、高校生に向けた広報はどのようなことをしているのでしょうか。

高校生対象に向けた広報は、余りしておりません。やはり、大学生が多いようです。

それは、年齢的な問題ですか。

だと思います。

高校を卒業すると、自ら考えて判断する状況に出くわすことがあります。例えば学生結婚や離婚の問題などです。高校を出ると社会人への第一歩を踏み出すことになりませんが、高校の段階で、家庭裁判所をどのように利用できるかについて知っておくことは、市民の常識教育として大きな意味があると思います。また、大学生以上になってしまえば、このような広報行事も関心のある人しか来ませんが、高校生までならこのような教育をしやすいのです。組織として高校生は対象としない、避けているということでないのなら、高校卒業までに、家庭裁判所について、きちんとした知識を身につけさせる方法を考えてみてはいかがでしょうか。

私も同じ意見です。私は、現に高校生を教えています。高校3年生などは、翌年に結婚してしまう人もたくさん出ます。ですが、高校生は体だけは大人になっていますが、精神面は幼い状態で、社会へ出て上手くやっていけるのか、数年で大人になれるのか不安な状態です。ですから、実社会に出て、大人になっていく年齢になる前に、家裁の意味や仕組みをもっとPRすべきだと思います。

家裁について、高校の教科書になにか書いてありますか。

書いていません。

国家の制度としては出ていますが、利用する側としての記載はありません。

今まで 委員や 委員から御指摘のあったようなことは、考えたことがありませんでした。ですが、学業を終えて実社会に出るまでに、社会のシステム、国の制度で有用なものは知っておく必要はあります。例えば、地裁関係になりますが、若くして、多重債務者になったり、多額の借財を背負って破綻する人が多いので、クレジットカードの使い方などについて学んでいる人は同世代の2分の1か3分の1はいると思います。同世代の中で、家裁を使う人は数が少なく限られていると思いますが、家裁は身近な裁判所ですし、国民の理解を得て発展するという観点からも、そのような考え方も必要だと思います。

結婚もしていないのに、離婚の話をするのはどうかという感覚もあるのですが。家裁調査官あたりどうですか。

高校生等への広報についてですが、時々、中高生から、社会科の課題で数人の生徒がグループを組んで調べているので、いろいろ教えて欲しいとの申込みがあり、

時間をとって対応しています。それでも、その関心中身は少年非行に関するものが多く、家族についてのことや身近な裁判制度など、いわば親族法・相続法の観点からの問い合わせは余りありません。また、高校から、家庭裁判所に講演等をして欲しいとの依頼は来ていますが、一校一校対応していますと何十校にもなって対応しきれいていません。教育委員会として、まとめていただけたら対応可能だとは思いますが、そのような例はありません。

現在は、有名な進学校でも、性的体験をしている生徒が多い状態です。私としては、高校生だからまだ家裁についての話はしにくいというのは、感覚的に間違っていると思います。また、テーマをもって家裁を調べているような生徒は逆に教育する必要もないと思います。むしろ、高校を卒業して、ズルズルと同棲して、そのまま二十代に入ったとたん結婚して、子供を産んでしまうような人について、家裁についての教育を付けて、家裁を利用しやすくして、高校から送り出す必要があると思います。教育委員会の問題もありますが、家裁をもっと利用しやすくという広報の問題として考えるのなら、その辺をもっといねいに考える必要があります。

裁判員制度の関係からも、裁判員に抵抗をなくしてもらうためにも若いときから育てる教育をすることが考えられています。家裁についても、同様のことが必要かもしれませんが、難しい問題です。手続の説明だけをして仕方がないですし、そうすると結局は教育委員会の問題という気がします。

弁護士の方に、中学3年生の授業に入ってもらっていますが、子供達は真剣に聴いています。同じように、特に高校生に、裁判所の方から裁判の仕組みや具体例を話していただくと、子供達もよく聴くと思います。

すべての高校を対象とすると作業量も膨大になりますし、裁判所の業務の関係からそれは無理だと思います。全体の大きなことは最高裁と文部科学省で制度を考えることになるのですが、例えば、神戸家裁の広報活動として、高校を1校選んで、モデル事業として、先ほどから提案が出ているようなことを試みてはいかがでしょうか。そのような試みは、マスコミとしてもニュースとしても取り上げやすいですし、また、実施後に、高校にアンケートを取って、良かったかどうか、必要かどうかなどを聴いてみれば、それがまた最高裁への材料ともなります。これを、次の広報活動としてトライしてみてもいかがですか。

今までのお話は聞いていてよく分かります。また、私も2年前から20年ぶりに家事調停をしています。この20年の間に、弁護士に相談しやすくなったという環境の変化はあったにせよ、当事者の裁判知識への理解度が上がって、このような手続や方法があるということをよく知っているようになったと感じます。ですから、大人になっていくための知識として、高校生に対して、家裁としても広報する必要があります。ですが、裁判所の広報としてするのなら、継続してする必要があります。散発的にしては、単なる話題取りになってしまいます。そのような継続的な態勢がとれるのなら、裁判所の広報として、良い企画だと思います。

裁判所の広報行事としては、次は「法の日」週間があると思いますが、そこへ目標を置いて、裁判所としても具体化を考えてみてはいかがでしょうか。いままでの発言を聞くと、家裁としても、高校生や年少者に対する広報が必要だとの意見だと

思います。また、ノウハウとしてはあちこちが持っていると思います。兵庫県弁護士会としても、サラ金問題などで出前講義をしたりして、具体的なノウハウを持っているので、それらを生かして家裁としても何かしていただけたらよいことだと思います。

検討しますが、即答はできかねます。

裁判所の職員の方だけが走り回るのも大変です。うまくいけば、教えるポイントや大切な点も吸収しやすい大学の法学部生が、サークル活動のような形で各高校を回って、広報に協力できるという展開はないでしょうか。また、教育学部の学生なども、裁判所のことを知らずに教員になって、裁判所は罰するところだと思って、教育の現場でも「そんなことをすると裁判所へ送るぞ。」などと言っている教員もいます。ですが、家裁調査官の方と研修等で接していると、家庭裁判所は法に基づいて人権を尊重する形での仕事をしていると感じますし、逆に、教育として真剣にやっていると思います。両者の交流は余りないと感じます。ですから、法学部生だけでなく、教育学部生も広報を通じて家裁に接することで、家庭裁判所を知ってもらうことで、教育界全体にも良いインパクトを与えられるのではないのでしょうか。

現実問題としては難しいものがあります。例えば、尼崎支部ですが、尼崎市、西宮市及び芦屋市の管轄人口約100万人に対して、職員は30人ほどです。事件もかなり件数が来る中で、職員も窓口対応を含めて丁寧に仕事をしています。他の官庁と比べても丁寧に対応していると思いますし、実際には、手続相談だけで事件にならなくても、お礼を言って帰る方もいらっしゃいます。ですから、現状で精一杯の状態です。また、この状態は、現実には1年2年で変化することはないと思います。おっしゃることはよく分かるのですが、難しいと思います。

裁判所がすべてするのは難しいと思いますが、法学部生など、家裁に関心を持っている人もいますし、教育学部生も少年事件の観点から関心を持っている人もいます。そのような若い人が動いてくれて協力してくれるという展開があるかも知れません。

最近では家裁も知られるようになってきていますが、裁判に対する一般のイメージは、裁判イコール刑事裁判のようです。一般の人は、家裁についてまだ分からないと思いますので、その意味で家裁の広報もしていますが、人数や時間的な制約もあってなかなか難しいのが現状です。

現実的な問題として、年1回、最高裁から委嘱されて全国各地の調停協会が実施している調停相談事業のPRの方法をもう少し検討してもいいのではないのでしょうか。調停委員が地裁1人、家裁1人の2人ペアになって、かなりの人数が待機しているのですが、余り利用者が多くありません。調停相談事業は、通りがかりの人が立ち寄ってもらえるような感じになっていますので、そこで、来た方にお話すればPRになると思います。

調停相談事業については、神戸市役所、神戸市営地下鉄を始め、ポスターなどを貼ったり、市の広報誌に載せてもらってPRしていますが、問題を抱えている人は来てくれるのですが、なかなか思ったほどは来てもらえません。

そんなにたくさんは相談者が来ていないので、PRをうまくすればもっと増えるのではないかと思います。

どのように広報しているのですか。

市役所や区役所などにポスターを貼ってもらっています。

兵庫県の主な公共機関、例えば、JRや地下鉄の駅などにポスターの掲示を依頼しています。そのほか、市の広報誌に掲載してもらっています。

市の広報誌も2行ほどの紹介で、その意味では知りようもないのでしょうか。もっとうまくPRすればと、もったいない気がします。

行政機関などの法律相談はどこかで毎日していて、いろいろな相談があります。そこへパンフレットを置いておくとかかなり浸透するのではありませんか。私は、今まで、家裁のPR関係のパンフなどを法律相談の場で見ただけがありません。

統計などから、調停事業の相談件数を見ると、神戸は特に少なくもありませんが、多くもありません。もっと多い所があるそうですから、取組が違うのでしょうか。調停事業は、調停協会が運営しているのですね。

そうです。ただし、ポスターは、最高裁から地家裁へ来て、裁判所に掲示したり、行政機関等へ掲示の依頼をします。

資料として配布いただいた「裁判所ってこんなところ」は、どこが作成したのですか。

それは、5月の憲法週間で来られた方に配布したもので、神戸家裁独自で作成しました。

良くできているが、2ページ目でいきなりややこしい文字ばかりになって、その後を読む気がしなくなります。4ページ目以降の具体的説明を先にした方が良いのではないですか。また、このような具体的説明をケース別に10項目程度まとめて、市役所等の法律相談窓口へ置いてみてはどうかと思います。

委員には、5月の憲法週間行事に学生を連れて参加していただきましたが、感想はいかがでしたか。

人事訴訟について知る機会がなかったので、裁判官から具体的に講義を受けてよく分かりました。庁舎見学も良かったですし、学生達の反応も良かったです。

家裁の仕事についての説明としては、家裁調査官が一番適任なのですか。

現在のところ、家裁調査官が派遣されていることが多いようですが、家裁調査官でなければならないということはありません。

結構、忙しいとの話ですが、研修等で家裁関係の研修を入れたいと思っているのですが、家裁調査官のOB会などで気軽に相談できる人はいませんか。

家裁調査官のOB会としては、全国組織としてFPIC(家庭問題情報センター)があり、多数の家裁調査官OBが参加しています。有料ですが、相談や裁判の鑑定、講演などを行っています。

例えば、大学などで外部の人に講演していただく授業が1コマあるのですが、家裁調査官などに来ていただければ、家裁の制度のみならず、現代の家族問題などいろいろなレベルでの話を依頼できると思いますし、それが家裁の理解につながるとも思います。そのようなときに依頼したくても、窓口がどこにあるのか分からない

ので、依頼がしにくく感じます。そのようなOB会を含めて窓口を知る機会を作って欲しいです。

調査官のOB会については、聴いていただければお教えはできます。ですが、家庭裁判所として、宣伝するような形で積極的に利用していただきとは言い難いのです。お尋ねいただければ、家裁調査官OBで構成されているFPICという組織がありますということと連絡先程度は回答できます。

私は、成年後見制度の関係で、その鑑定などをしていますが、受け持ちの患者の件で、遺産分割問題を抱えている方から、兄弟の中に精神障害者がいて、遺産分割の際に後見人を付けるべきかどうか尋ねられたことがあります。どのように答えようか迷いましたが、「円満に家族内で遺産が分けられるのなら要らないと思いますが、後でもめたり、分け方が分からないようなら家裁へ相談に行かれたらどうですか。」と言ったのです。このようなこともありますので、医療関係者も家裁の制度について理解しておいた方が、このような場合も的確に答えられて良いと思います。医療関係者への広報はどのようになっているのですか。

医療関係者へはしたことがないと思います。成年後見制度がスタートしたときは、資料を持って医療機関等へ説明に行きました。

家裁調査官も、医療機関等への派遣については、行った記憶がありません。

先ほど、市の広報誌に調停相談の掲載を依頼したとの話がありましたが、家庭裁判所の利用手続についても、市の広報誌に掲載してもらったらよいと思います。

市の広報誌への掲載依頼は、簡単にできるのですか。

市の広報誌への掲載依頼はしていますか。

いろいろな機会に広報原稿を渡して依頼はしていますが、たくさん掲載されているのは余り見たことがありません。先日も、裁判員制度について、掲載を依頼していますが、原稿を載せてくれると回答していただいた所もありますが、1から2行程度との回答がほとんどでした。掲載については、市の委員会の決めることですが、現実として、こちらの原稿をすべて掲載してもらうのは難しいと思われます。

配布資料の「家庭裁判所ってこんなところ」は、ホームページへ掲載しているのですか。

掲載はしていません。憲法週間行事のときに、報道機関と参加者へ配布しただけです。

他に、なにか御意見はありませんか。

それでは、意見も出尽くしたようですので、このテーマに関する意見交換はこの程度とします。貴重な御意見をありがとうございました。

(7) 次回の家裁委員会のテーマについて

次回の家裁委員会のテーマは「高齢化社会と家庭裁判所のかかわり方～主として成年後見制度の関係を中心として～」に決定した。

決定の概要は次のとおり

次回の家裁委員会委員会の意見交換のテーマにつきまして、どなたか御意見等ご

ざいせんか。

今回は、「高齢化社会と家庭裁判所のかかわり方」とのテーマで、成年後見制度を取り上げてはいかがでしょうか。現在、高齢化社会の中、判断能力が低下している人が増えているように思えますが、知らない間に多重債務者になるなど、現代の社会に適応するのが難しくなっていると思います。家裁は、そのような人たちを成年後見制度で保護しており、その利用者数も増えていますが、成年後見制度の該当者のうち、実際に制度を利用している方は少ない状態です。成年後見制度の普及方法の検討や、成年後見制度への正しい理解が必要ですが、親族に限らない後見人については、安心して利用していただいている状態にはありません。ですが、親族より成年後見制度について能力のある方が後見人になった方が良い場合があります。今後も、親族以外の後見人について、信頼を勝ち取りたいと思っています。また、成年後見制度を利用したい方について、手続や方法が分からない人も多いようですのでその方達へのレクチャーの方策も検討する必要があります。

そして、私は、被後見人にとってプラスになって、安心して暮らせる成年後見制度の在り方を考えています。親族の方が後見人になっても、必ずしも被後見人本人にとってプラスになって安心して暮らせることまで考えているとは限りません。この点からも後見人に対する教育も必要ですし、後見人を養成する方策も考えていきたいと思っています。

また、お金がなくても、自分の生活を守って、身上監護を受ける必要のある方もたくさんいらっしゃいます。そのような方も含めて、裁判所がどのような手助けができるのか、地域の行政機関と裁判所がどのようにタイアップしていけるか、どのような取組を発信できるのかを考えたいと思います。

それは、ぜひやっていただきたい。

では、今回は「高齢化社会と家庭裁判所のかかわり方 ～主として成年後見制度の関係を中心として～」ではいかがでしょうか。

先ほど、少年審判のビデオを上映していただきましたが、私も、少年非行や審判の実態についてはよく分かりませんが、家裁が、それらにどのようなかかわり方をしているのかについて知りたいと思いました。

少年事件については、取り上げるべきテーマだとは思いますが、その次の回ではどうでしょうか。

被後見人の親族の方についても、後見制度の趣旨を誤解している方もいらっしゃるように思います。成年後見制度は、家裁としても、今、ホットな話題だと思います。

少年事件と言っても、具体的なテーマをどのようにするかという問題もありますので、各委員の方には、次回までに少年事件について、具体的にどのようなテーマを取り上げるべきかについて御検討ください。それでは、次回の委員会のテーマは「高齢化社会と家庭裁判所のかかわり方 ～主として成年後見制度の関係を中心として～」とさせていただきます。

本日意見交換をした、広報についての議論ですが、裁判所として、この提案を受けて、その後どうしたのか、今後どうするのか、についての御回答はいただけるの

ですか。

次回委員会に報告したいと考えています。

(8) 次回日程等

次回委員会の日程は、11月10日(水)午後1時30分から午後4時までと決定した。

決定の概要は次のとおり

最後に、皆様お忙しいと思いますので、できましたら、次回開催日をこの場で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

次回は、9月か、せめて10月初旬としていただきたい。

11月初旬ころを考えているのですが。

それでは、年3回の開催となってしまいます。

10月は協議会等が多数入っていて、日程的に難しい状態です。

札幌はすでに4回目の委員会を開いています。また、もう少し回数を入れていただかないと、内容についても忘れてしまいます。

本日の委員会でも、欠席の委員が出ていますが、これ以上多くしますと各委員への負担が増加することも考えられます。次回は、11月初旬ころでいかがでしょうか。

特に異論はなし。

では、次回の開催は、11月10日(水)午後1時30分から午後4時までといたしますので、よろしくをお願いします。

(9) 所長閉会あいさつ

それでは委員会の終了に当たりまして、一言委員の皆様にお礼を申し上げさせていただきます。本日、皆様方からいただきました御意見は、今後の当裁判所の運営の参考とさせていただきます、少しでも国民が利用しやすい裁判所作りを目指して努力してまいります。また、その結果については、順次、この委員会で報告させていただきます。本日はどうも貴重な御意見をありがとうございました。